



Japan



Kingdom of Thailand

廃棄物管理分野における

日本国環境省
環境再生・資源循環局

及び

タイ王国内務省
地方自治振興局

の協力覚書

日本国環境省 環境再生・資源循環局及びタイ王国内務省 地方自治振興局（以下、個別では「側」、総称して「双方」という）は、

双方の友好関係及び戦略的パートナーシップを更に強化する意向であり、

廃棄物管理における双方の協力を強化することを強く望んでいると認識し、

廃棄物管理における双方間の協力は、持続可能な開発を促進するために相互利益となることを確信し、

それぞれの国の法律や規則に従い、

以下のとおり承認した。

第1項

目的

1. この協力覚書（以下、「本 MOC」という）は、廃棄物管理における相互利益を得るために、双方の協力を促進し、強固にすることを目的としている。
2. 本 MOC は、法的拘束力を持たず、双方にいかなる法的・財務上の権利、債務、義務を生じさせるものではない。

第2項

協力の範囲

本 MOC の下での協力は平等と相互利益の原則に基づき、以下の範囲を含む。

- (a) 廃棄物管理政策
- (b) 双方にとって関心のあるその他の関連分野

第3項

協力の形態

本 MOC に定められた目的を達成するため、双方は、双方が準備する資源の範囲内で、以下のような適切な形態による協力を奨励し、促進する。

- (a) 定期的な政策対話の開催
- (b) 政策立案及び実施に関する情報や経験の交換
- (c) ワークショップ、セミナー、会議及びコンファレンスの開催
- (d) 双方が関心を持ち、本 MOC の目的の達成を追求するためのその他の協力形態

第4項

費用

1. 別段の取り決めがない限り、本 MOC に関連する費用及び経費はそれぞれの側が負担するものとする。本 MOC で意図された行動は、双方の財政的関与を伴うものではない。
2. 本 MOC に関連する費用は、それぞれの側が自主的に拠出することができる。
3. 双方は、それぞれの国の法律や規則に従って、廃棄物管理分野におけるそれぞれの国の民間企業や団体間の協力の発展を促進することができる。

第5項

相違点の解決

本 MOC の実施に伴い生じたいかなる相違も、双方間の協議により友好的に解決されるものとする。

第6項

発効、変更、期間及び終了

1. 本 MOC に基づく協力は、双方が署名した日より発効する。
2. 本 MOC は、双方の書面による同意により変更することができる。

3. 本 MOC に基づく協力は（5）年間継続され、その後、双方が書面にて相互で決定した期間まで延長することができる。
4. 本 MOC は、終了予定日の（30）日前までに、どちらかの側が相手側に書面にて通知することにより終了することができる。本 MOC の終了は、それぞれの側が共同で決定しない限り、本 MOC の下に実施される進行中のいかなるプロジェクト及び活動が完了するまで影響を及ぼさないものとする。

2022年8月19日、英文にて正副2通署名

日本国環境省
環境再生・資源循環局

タイ王国内務省
地方自治振興局

.....
土居健太郎
局長

.....
プラユーン・ラッタナセニー
局長